

道路の位置の指定要領

四日市市

道路の位置の指定要領

(目的)

第1条 この要領は、建築基準法（以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定に基づき道路の位置の指定（変更、廃止を含む）をする場合の取り扱いについて、建築基準法施行令（以下「令」という。）第144条の4並びに建築基準法施行規則第9条並びに四日市市建築基準法施行細則（以下「細則」という。）第9条及び第9条の2で定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(道路の位置の指定の申請)

第2条 道路の位置の指定（変更、廃止）を受けようとする者は、道路の位置の指定（変更、廃止）申請書（細則第4号様式（その1））の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる関係図書を添えて市長に提出しなければならない。

1. 付近見取図

縮尺1/2500程度の都市計画基本図とし、申請区域を明示すること。

2. 地籍図（公図）の写し及び土地登記全部事項証明書

関係土地の公図（法務局備えつけのもの）を転写し、地籍図（公図）には、土地登記全部事項証明書（3ヶ月以内）で確認のうえ、地番、地目、所有権者名及びその他権利を有する者を記入し、かつ、指定を受けようとする道路の位置を明示すること。

3. 求積図

縮尺は1/250～1/500とし、申請道路による土地利用計画の範囲を含めたものとする。

4. 計画平面図

縮尺は1/250～1/500とし、道路の幅員、長さ、及び排水施設の位置、放流先等を記入する。なお、道路の総延長、面積及び関係土地の区域、面積、区画をあわせて記入し、土地利用計画を明示すること。

5. 道路横断面図

縮尺は1/30～1/50とし、道路敷寸法、道路幅員、側溝の各寸法（内法、幅、深さ、厚さ等）及び路面構造を記入すること。

6. 道路縦断面図

縮尺は1/30～1/50とし、道路の長さ、高位差、勾配等を記入すること。ただし、計画した道路の勾配が少ないときは、計画平面図に要所ごとの基準点からの高さを記入することによってこれを省略することができる。

7. 排水施設及び隅切り等の詳細図

縮尺は1/10～1/20とし、平面図、断面詳細図とする。

8. 道路築造の承諾書（細則第4号様式（その2））

道路となる土地の所有者、その他の権利を有する者の承諾書を添付する。なお、公道、農道、林道、水路敷等を含め、道路の位置の指定を申請する場合は、これらの所有者又は管理者の承諾書等も添付すること。申請道路部分が私有地の場合には、分筆し、地目が公衆用道路となった土地登記全部事項証明書及び印鑑登録証明書を添付すること。

9. 管理する者の承諾書（様式1）

道路となる部分が、令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するよう管理する者の承諾書を添付すること。

10. 指定道路の変更、廃止に伴う承諾書等（細則第4号様式（その2））

指定道路の変更又は廃止を申請する場合は、当該道路の関係者の承諾書を添付すること。なお、私有地の場合は、土地登記全部事項証明書、印鑑登録証明書を併せて添付すること。

11. 関係法令に基づく許可証等

道路の位置の指定を受ける土地及び関係土地が、その指定に伴い他法令に基づく許可承認等を要するときは、許可、承認書の写しを添付すること。

12. その他市長が必要と認める書類

（築造承認）

第3条 市長は、申請書の内容を審査し、現地調査を行うものとする。

現地調査の結果、指定の基準に適合すると認められたときは、指定道路の築造承認通知書（様式2）を申請者に交付するものとする。

（完了届）

第4条 申請者は、道路の築造工事が完了したときは、速やかに工事完了届（様式3）を市長に提出し、検査を受けなければならない。

（道路の位置の指定）

第5条 市長は、前条による完了届を受理したときは、現地調査を行うものとする。現地検査の結果、指定の基準に適合していると認められた場合は、その道路の位置を指定し、その旨を公告し、道路の位置指定（変更、廃止）通知書（細則第4号様式（その3））を申請者に交付するものとする。

(技術基準)

第6条 指定道路の技術基準は、次の各号によるものとする。

1. 道路の幅員

(イ) 道路敷、道路幅員、有効幅員の取り方は図1によるものとする。

(ロ) 道路の有効幅員は、原則として6 m以上をすること。

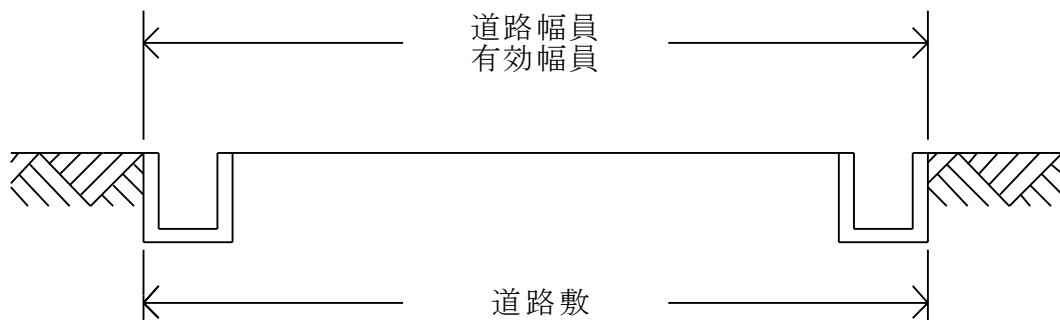
ただし、延長が120 m未満で通行上支障がない場合は4 m以上とすることができる。

(ハ) 指定道路は、道路敷を含み図面に図示する。

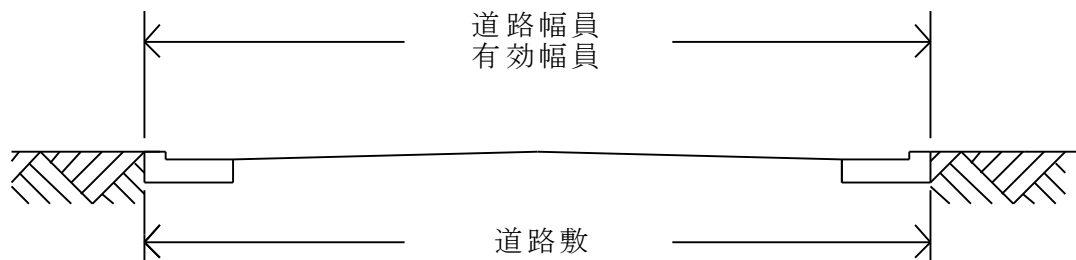
(ニ) 指定公告の幅員は、道路幅員とする。

図-1 道路敷、道路幅員、有効幅員の取り方

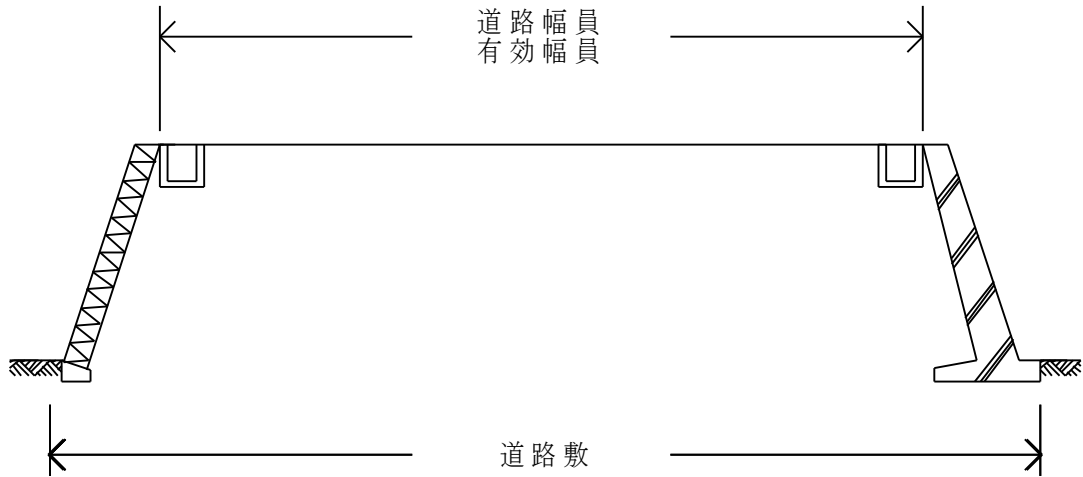
(a) U型側溝の場合 (内法寸法450 mm以下)



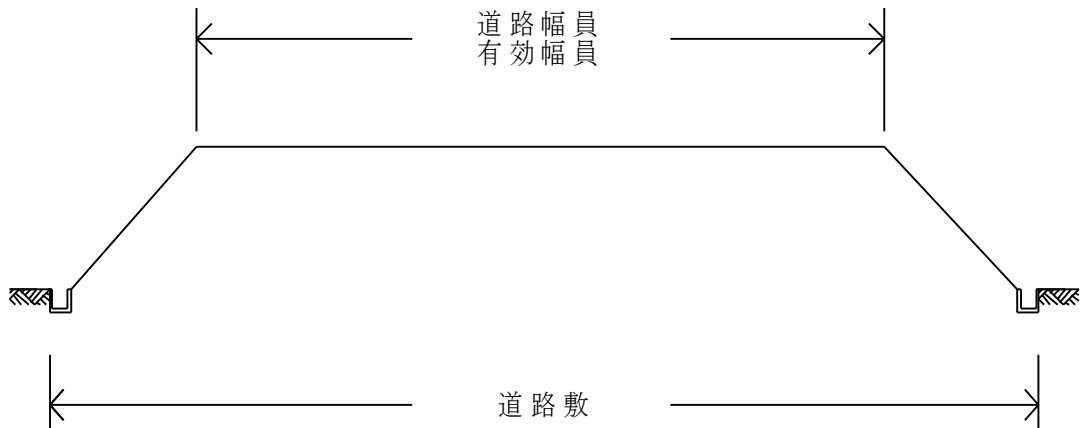
(b) L型側溝の場合



(c) 盛土の場合



(d)



2. 道路の平面計画

両端が他の道路（法第42条に規定する道路をいう。）に接続したものであること。

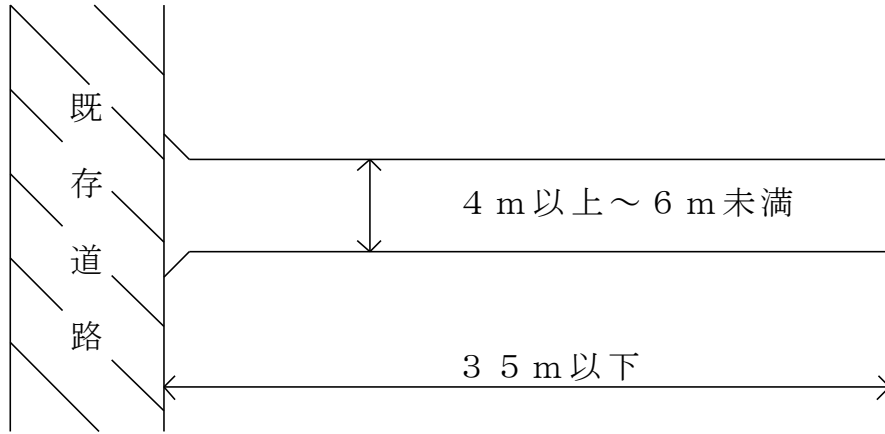
ただし、次の（イ）から（ニ）までのいずれかに該当し、土地の利用に支障がないと認められる場合においては、袋路状道路（その一端のみが他の道路に接続したものをいう。）とすることができる。（令第144条の4第1項第1号）

（イ） 延長（既存の幅員6m未満の袋路状道路に接続する道にあっては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。）が35

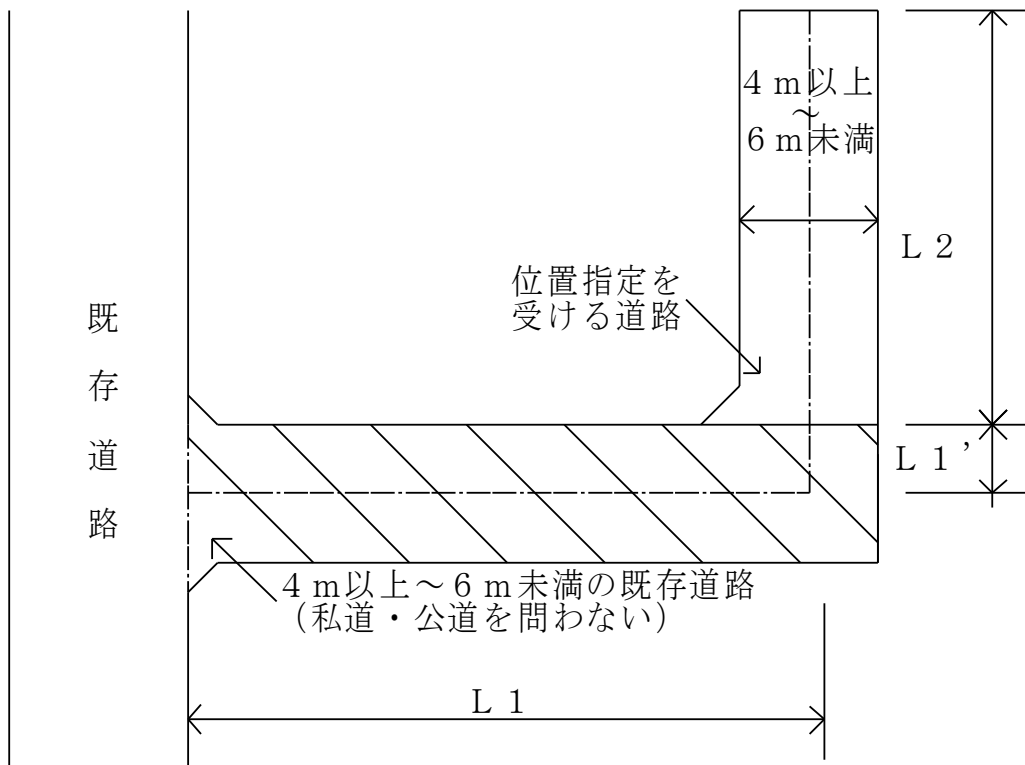
m以下の場合。(令第144条の4第1項第1号イ) (図-2)

図-2 延長が35m以下の場合

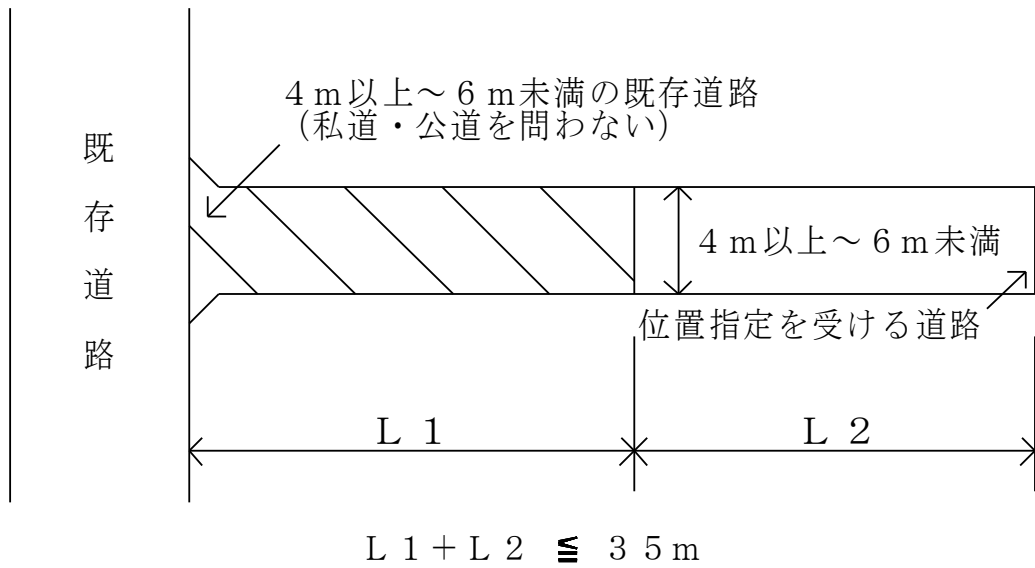
(a)



(b)



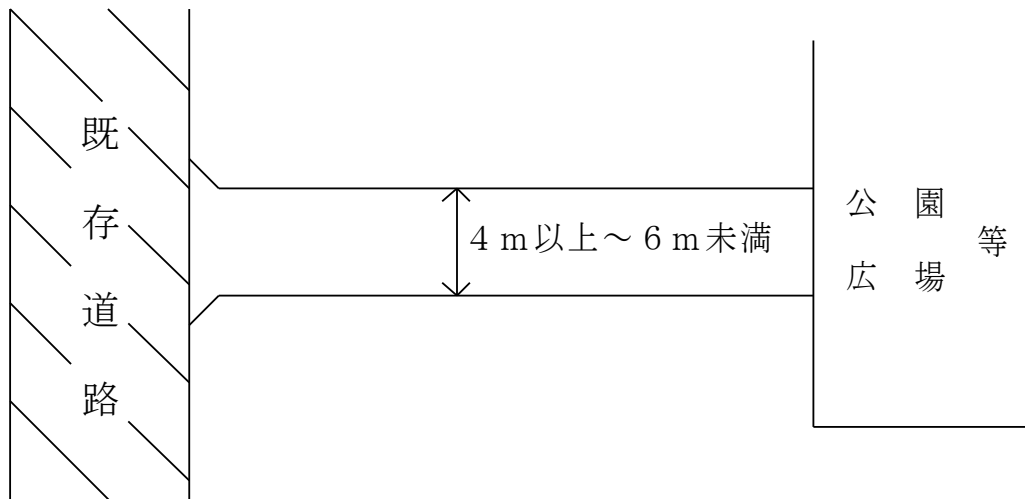
$$L1 + L1' + L2 \leq 35 \text{ m}$$



(ロ) 終端が公園、広場、その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合。(令第144条の4第1項第1号ロ)

(図-3)

図-3 終端が公園等に接続し自動車の転回に支障ない場合(転回等については管理者の承諾が必要)



(ハ) 延長が35mを超える場合で終端及び区間35m以内ごとに国土交通大臣の定める基準(昭45年建設省告示第1837号)に適合する自動車の転回広場が設けられている場合。(令第144条の4第1項第1号ハ)(図-4、5)

(注) 転回広場の区間の測り方は下図による。

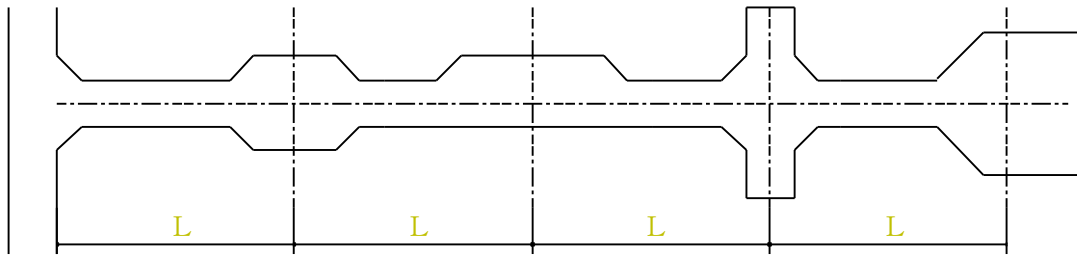
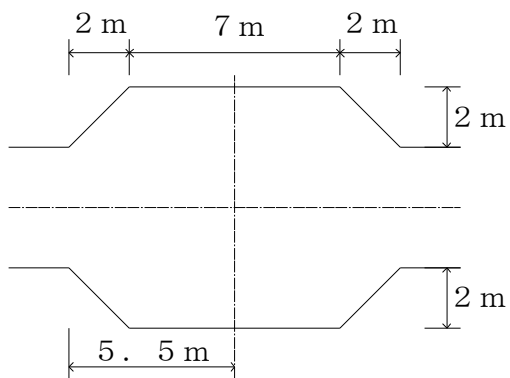
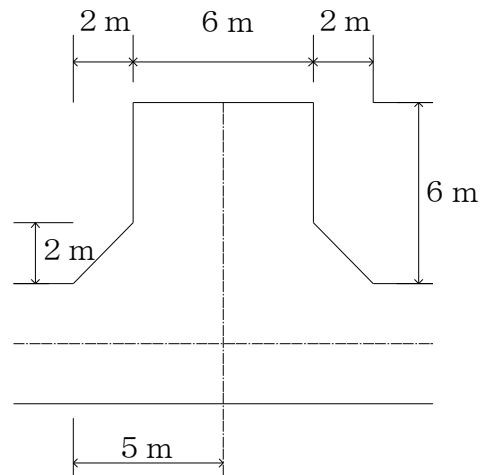


図-4 中間に設ける転回広場 (昭45年建設省告示第1837号の図解)

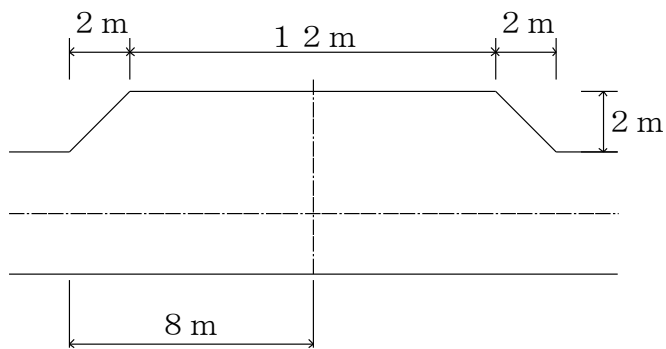
(a)



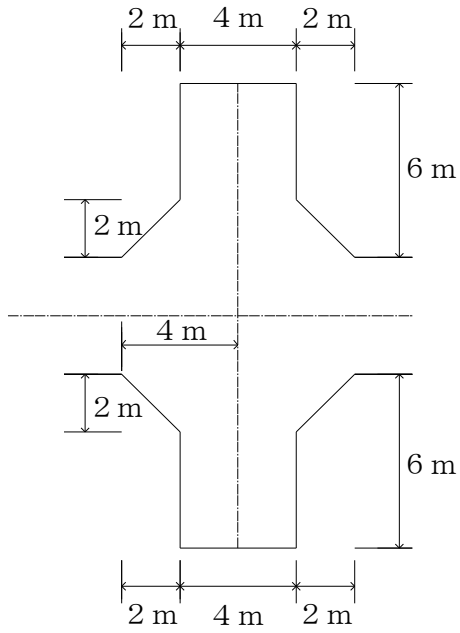
(b)



(c)



(d)



(e)

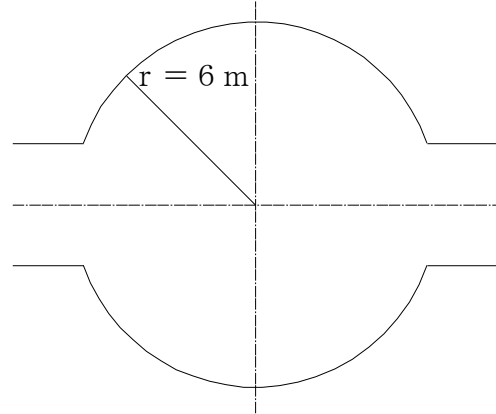
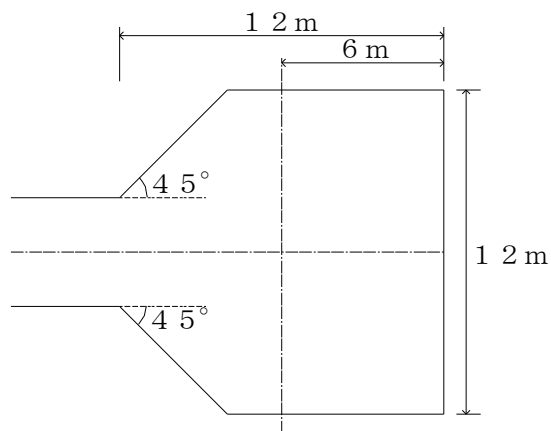
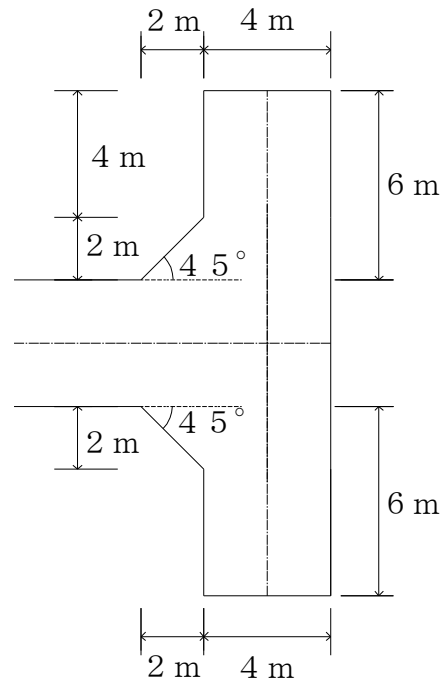


図-5 終端に設ける転回広場 (昭45年建設省告示第1837号の図解)

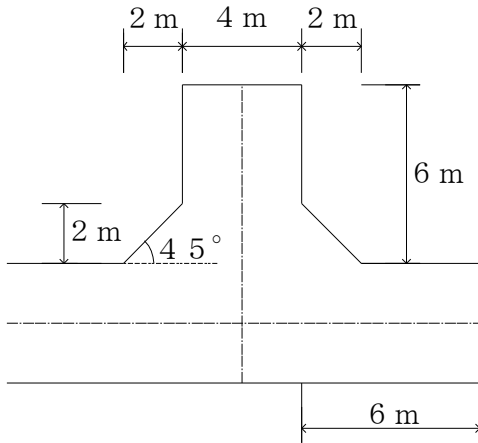
(a)



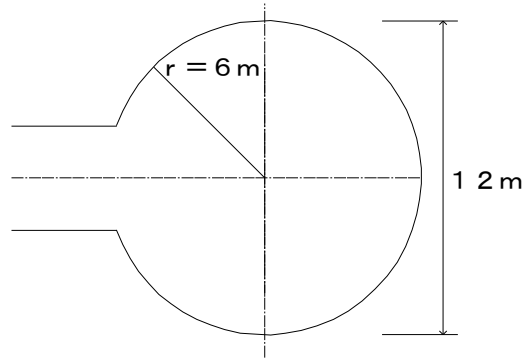
(b)



(c)



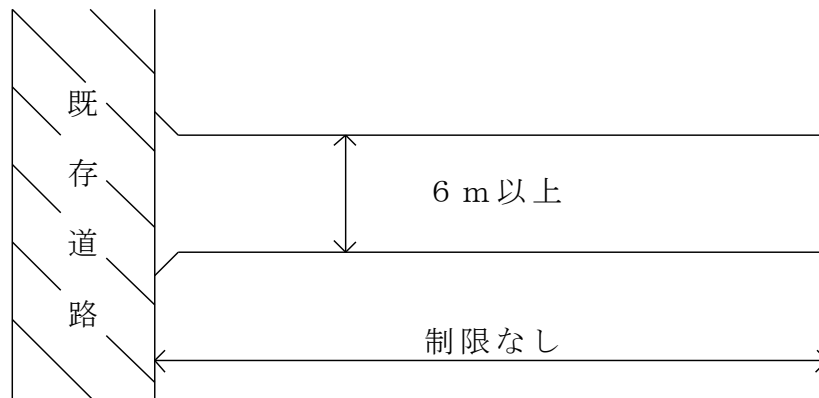
(d)



(二) 幅員が6 m以上の場合 (令第144条の4第1項第1号ニ)

(図-6)

図-6



3. 道路の隅切り (令第144条の4第1項第2号)

道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合を除く。）には角地の隅角を挟む辺の長さ2 m以上の隅切りを設け、その部分を道路の部分とすること。（図-7 a・b）

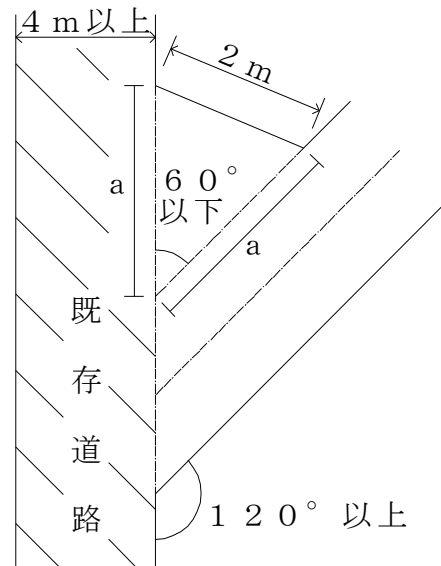
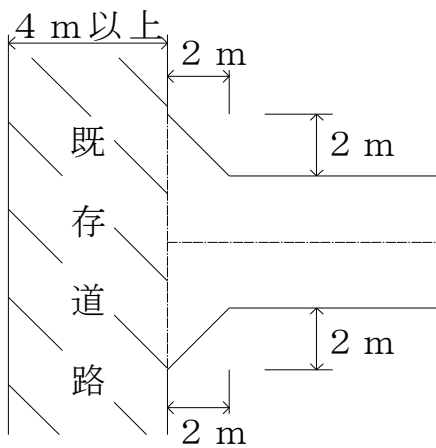
ただし、隅切り部分に既存の建築物、擁壁若しくは、がけ等があり、隅切りを設けることが著しく困難と認められる場合で、一方の隅切りの長さに1 mを加えた長さにした場合は、この限りでない。（図-7 c）

なお、取り付け道路に歩道がある場合においては、道路管理者と協議のうえ適切な方法を講ずることにより、隅切りの必要がないものとする。

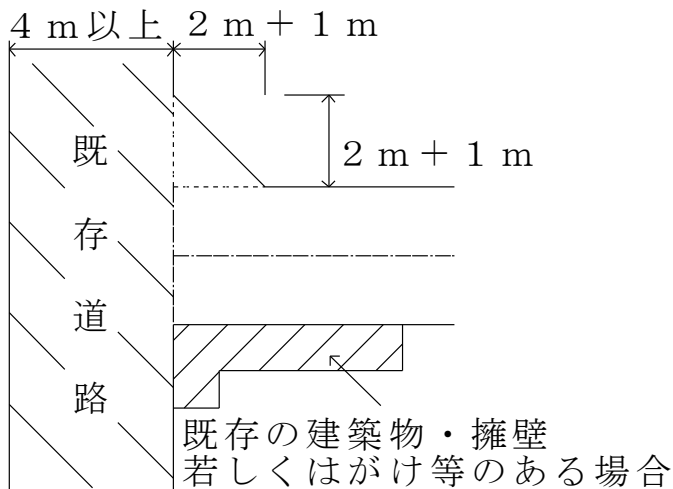
図-7 隅切りの取り方

(b) 内角60度以下の角地に設ける隅切りは、角地の隅角を挟む辺を二等辺とし、底辺の長さを2m以上とした三角形を含むものであること。

(a) 一般的隅切り



(c)

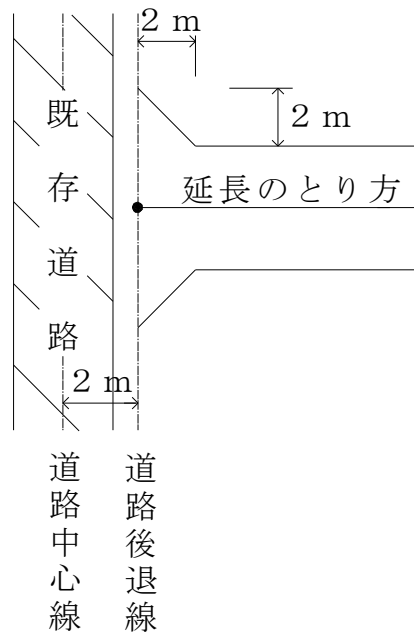


4. 既存道路への接続部分

既存道路への接続は第6条第3項によるものとする。

なお、取り付け道路が狭い時（4 m未満）は取り付け道路の中心線から2 m後退して寸法をとるものとする。（図－8）

図－8 法第42条第2項道路より接続して道路の位置の指定をする場合



5. 道路の路面（令第144条の4第1項第3号）

(イ) 路面は、原則としてアスファルト又はコンクリート舗装等とすること。

(ロ) 路面の高さは、当該道路に近接する用排水路、水田等の最高水位及び降雨を考慮して冠水等により通行に支障のない高さにする。

6. 道路の勾配（令第144条の4第1項第4号）

道路の縦断勾配は12%以下であり、かつ階段状でないものであること。

なお、勾配が9%を超える場合は、スリップ防止等の処置を講ずること。

7. 排水施設（令第144条の4第1項第5号）

道路には、路面及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠等を設け、末端を河川、下水道等に接続し適切な排水ができる構造とすること。

8. 防護施設の設置

道路が屈曲、崩壊、がけ等の存する通行上危険を伴う恐れがある箇所又は、なだれ、落石等により当該道路の構造に損傷を与える恐れのある箇所にはガードレール、柵、擁壁等の適切な防護施設を設けること。

(附則)

この要領は昭和55年8月1日から適用する。

(附則)

この要領は平成20年9月1日から適用する。

(附則)

この要領は平成22年4月1日から適用する。

(附則)

この要領は平成31年3月8日から適用する。

道路の位置の指定申請書					
四日市市長			年 月 日		
			申請者 住所 氏名		
<p>建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を下記のとおり申請します。</p> <p>この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。</p>					
1	指定する道路の地名 地番	四日市市			
2	指定する道路に接する敷地の地名地番	四日市市			
3	指定する道路	図面上の 符号	幅 員	延 長	関 係 地 番
			m	m	
			m	m	
			m	m	
※ 受 付 欄		備 考			

（注意） 1 ※印欄は、記入しないでください。

2 3欄は既に指定を受けている場合に記載してください。

(裏面)

承 諾 書

年 月 日

申請者 様

私は別添図面のとおり、道路の位置の指定を行うことについて承諾します。

関係地番	権利別	住 所	氏 名	印
備 考				

- (注意) 1 関係地権者が申請者のみの場合であっても、承諾書に記名押印が必要です。
2 印は実印とし、印鑑登録証明書を添付してください。
3 印鑑登録証明書がない場合は、本人確認ができる書類（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証の写しなど、氏名及び住所が記載されているもの）を添付してください。

細則 第4号様式（その2）（第9条関係）

道路の位置の指定通知書				
住所 氏名	四日市市指令建築第 号 年 月 日			
様	四日市市長 印			
建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので通知します。				
指定年月日： 年 月 日 指定番号：第 号				
1 道路の 地名地番	四日市市			
2 対象道路	図面上の符号	幅員	延長	関係地番
		m	m	
		m	m	
		m	m	
		m	m	
		m	m	
		m	m	
3 備考				

道路の 変更 申請書 廃止				
年 月 日				
四日市市長				
申請者 住所 氏名				
道路を 変更 廃止 したいため申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。				
1	建築基準法の道路の種別	第42条第 項第 号に規定する道路 第42条第1項第5号に規定する道路の場合、指定年月日及び番号 年 月 日 第 号		
2	変更又は廃止する道路の地名地番	四日市市		
3	変更又は廃止する道路に接する敷地の地名地番	四日市市		
4	変更又は廃止する道路	図面上の符号	幅員 m	延長 m
		m	m	関係地番
		m	m	
5	変更又は廃止の理由			
※ 受付欄		備 考		

- (注意) 1 ※印欄は、記入しないでください。
 2 変更・廃止の欄は、該当するものを○で囲んでください。
 3 3欄は既に指定を受けている場合に記載してください。

承 諾 書				
申請者		様	年 月 日	
私は別添図面のとおり、道路の				
変更 廃止				
を行うことについて承諾します。				
関係地番	権利別	住 所	氏 名	印
備 考				

- (注意) 1 関係地権者が申請者のみの場合であっても、承諾書に記名押印が必要です。
2 印は実印とし、印鑑登録証明書を添付してください。
3 印鑑登録証明書がない場合は、本人確認ができる書類（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証の写しなど、氏名及び住所が記載されているもの）を添付してください。
4 変更・廃止の欄は、該当するものを○で囲んでください。

細則 第4号様式の2（その2）（第9条の2関係）

道路の 変更 通知書 廃止					
四日市市指令建築第 号 年 月 日					
住所 氏名 様					
四日市市長 印					
下記の道路について 変更 したので通知します。 廃止					
1	従前の建築基準法の道路種別	第42条第 項第 号に規定する道路			
		第42条第1項第5号に規定する道路の場合、指定年月日及び番号 年 月 日 第 号			
2	変更又は廃止した道路の地名地番	四日市市			
3	変更又は廃止した道路	図面上の符号	幅員	延長	関係地番
			m	m	
			m	m	
			m	m	
4	変更後の番号	第 号			
5	備考	（この欄は空白のままです）			

（注意） 4欄は、第42条第1項第5号に規定する道路を変更する場合にのみ記載します。

様式1

承 諾 書

四日市市長

年 月 日

管理者 住 所
氏 名
電話番号

印

私は、
が、以下の土地において、建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定を受けること並びに建築基準法施行令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するよう適切に管理することについて、異議なく承諾します。

また、当該土地の管理者を変更する場合には、本内容について、責任をもって承継します。

土地の所在地	面積等

- (備考) 1 「面積等」欄は、土地登記全部事項証明書に記載されている面積を記入し、筆の一部の場合は、その旨を明記すること。
2 管理者の印鑑登録証明書を添付すること。
3 管理者が複数名いる場合は、人数分の承諾を得ること。

様式2

受付第 号

年 月 日

様

四日市市長 印

指定道路築造承認通知書

年 月 日付で申請のありました下記の申請位置に係る道路については、指定基準に適合しているため、申請書のとおり、築造してください。なお、工事が完了したときは、すみやかに工事完了届を提出してください。これにより現地調査を行い、築造が申請書のとおり完了していると認められたときは指定いたします。

記

築造場所 四日市市

様式3

年 月 日

四日市市長

申請者 住 所
氏 名

工事完了届

年 月 日付けで築造承認された道路（私道）を下記のとおり築造した
ので、届けます。

記

受 付 番 号 受付第 号

築 造 場 所 四日市市

工事完了年月日 年 月 日

受付欄

参考 道路位置指定申請の流れ

